

さ担 第 2290-11 号
令和7年 2月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さつま町長 上野 俊市

市町村名 (市町村コード)	さつま町 (46392)	
地域名 (地域内農業集落名)	二渡区 (二渡町・二渡・須杭・折小野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 24 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業の組織体制を充実させ、地区内の農産物直売所を活かし、農産物の量と質の向上を図り、農業生産活動の推進や高齢者の生きがい農業及び農業所得の向上を図っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・加工用米や飼料用米栽培について検討を行う。
- ・竹林改良を行いタケノコの生産を推進する。
- ・水稻を中心とし営農の中で、複合化、生産物の高付加価値化を目指す。
- ・地域にあった作物を検討し、高齢者も積極的に取り組める品目の導入を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間直払事業及び多面的機能支払交付金事業の対象地を中心に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。 ・農地の出し手となる農業者の意向を把握しながら、農業委員と協議のうえ、中心的経営体への農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸し借りは、原則として農地中間管理事業を活用する。 ・農業を離農・リタイアする人は、原則として農地を農地バンクへ貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
中山間直払事業を活用して農道・水路の整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手農家を立ち上げグループの育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が多く耕作放棄地が増えているため、各種事業等での対策を検討する。
 ③スマート農業機器を導入することで、省力化を図り規模拡大につなげる。
 ⑦用水設備等の定期的な管理作業による機能保持に努める。
 ⑧用水設備の経年劣化に伴う改修や管理道路の建設等について検討する。
 ⑨共同利用機械リース等の使用。
 ⑨セミナー等参加しながら6次産業化に取組み、付加価値をつけて販売所得を確保する。→取組中
 ⑨直売所「せせらぎの郷」と連携して地域の活性化を図る。